

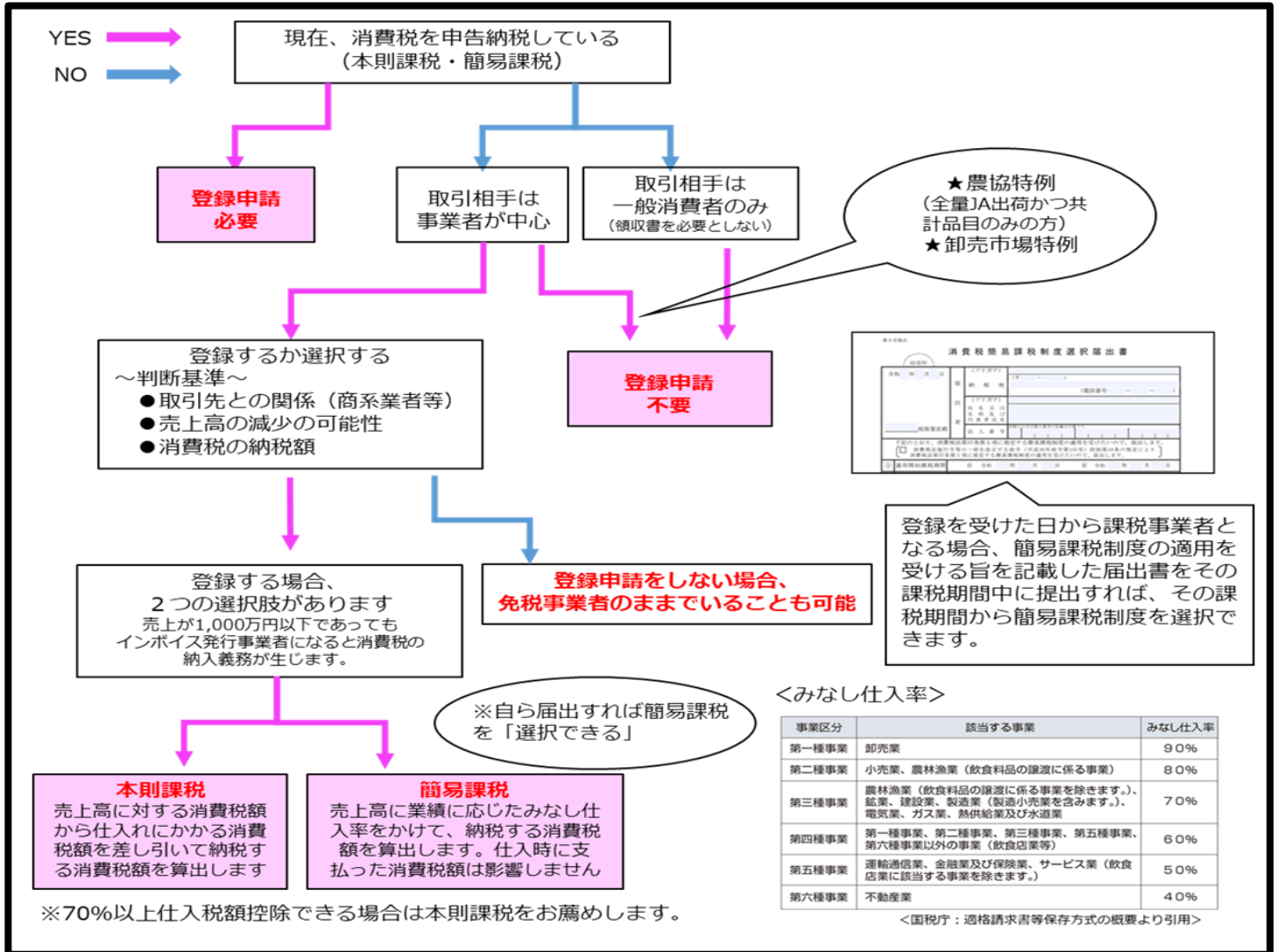
組合員の皆様へ ～インボイス制度について（ご案内）～

令和5年1月
JA北ひびき

インボイス制度に関する内容についてお知らせいたします。

まずは、フローチャートでインボイスに登録する・しないをチェックしましょう！

免税事業者については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下記のチャートのような選択肢が考えられます。ご自身に当てはめてチェックしてみましょう。登録しない場合は、取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



■簡易課税制度におけるメリット、デメリットについて

●メリット●

課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上に係る消費税額にみなし仕入率を乗じて算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることが出来ます。

●デメリット●

設備投資等の大きな買い物をして、消費税をたくさん支払った時も、受け取った消費税に一定率を乗じて税額を計算するので、還付は受けられずに、逆に納税が発生します。

インボイス制度における『卸売市場特例』『農協特例』について

■卸売市場特例とは

生産者が農産物を卸売市場に委託し販売する場合には、生産者は適格請求書発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、購入者は卸売市場が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。

■一般的な農産物流通形態（例）



■農協特例とは

組合員である生産者の農産物をJAが①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算をする場合には、生産者は適格請求書発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、購入者はJA等が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。

■農協特例が適用される取引（例）



■JA北びびき販売事業における農協特例が適用されない取引

| <青果品目> | <米穀品目> | <畜産品目> |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------|------------|
| 花卉 | 黒大豆・小豆・金時・えん豆・菜豆・その他雑穀等の買取販売品 | 畜産の生体の受託販売 |
| 加工馬鈴薯 | | 畜産の枝肉の受託販売 |
| ※青果物については、販売・精算方法により記載されていない品目でも農協特例が適用されない場合があります。 | 澁原馬鈴薯・農産種子等の受託販売品 | |
| | ※記載のない品目でも共計品以外の場合は農協特例が適用されません。 | |

～注意～

無条件委託販売、共同計算方式を行っていても、下記の①または②に該当する品目は農協特例には該当しない場合があります。

- ①出荷者の中に1名でも組合員でない方（員外利用者）がいた場合
 - ②恒常的に出荷者が1名である場合
- 上記に記載されていない品目でも農協特例が適用されない可能性も想定されますので、課税事業者の組合員はインボイス登録をされることをお勧めします。

※これらの品目は、インボイス制度のもとでは適格請求書発行事業者以外の組合員との取引において、農協は仕入税額控除ができなくなります。価格等の条件面で組合員の皆様が不利になる可能性がありますので、登録申請されることをお勧めいたします。

<お問い合わせ先> 営農部 経営対策課 又は 支所営農部門まで